

入札監理小委員会
第709回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第709回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年2月2日（金）14：25～15：33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○電子認証システムに係る運用・保守業務（法務省）

○国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務

3. 閉会

<出席者>

関野主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員、宮崎専門委員

（法務省）

民事局 商事課 土手課長

田中電子認証係長

（国立研究開発法人国立環境研究所）

環境情報部 情報システム基盤室 村上室長

松下C I O補佐

藤田高度技能専門員

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第709回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、電子認証システムに係る運用・保守業務の実施要項（案）について、法務省民事局商事課、土手課長から御説明をお願いしたいと思います。

○土手課長 法務省の土手と申します。電子認証システムの更改に係る機器賃貸借及び運用・保守業務民間競争入札実施要項（案）について説明させていただきます。

今回の調達には、次期電子認証システムの認証局部分の機器及び運用・保守業務に関するものです。電子認証システムの運用・保守につきましては、令和3年3月のこの小委員会におきまして、システム更改のタイミングとあわせてクラウド化、システム構築を含めた業務の一括化などを含めて検討するとされまして、本年度の公共サービス改革基本方針においても盛り込まれております。

法務省では、デジタル庁とも連携の上、次期事業の調達に向けた検討を行っており、令和4年9月の入札監理小委員会におきまして、運用・保守業務は設計・開発業務と一括して調達するのではなく、運用・保守業務を分けて調達するのが適切であり、市場化テストは令和7年度開始予定の運用・保守業務を対象として開始する旨を報告いたしました。

なお、契約時期については、後ほど御説明するとおり、この運用・保守業務については、機器とあわせて請負として調達を実施するほうが適切と考えられたこと。また、新型コロナウイルスの影響等により、海外から輸入する製品の調達にかかる時間が長期化しているとの情報もあり、併せて検討した結果、スケジュールを前倒しし、令和6年8月を予定することとさせていただいています。

次に、機器と運用保守の一括化について御説明いたします。令和3年のこの小委員会で御指摘のあったクラウド化について、認証局を含む企業の中には、いわゆるクラウド認証局、あるいはマネージドPKIと呼ばれる、機器を含めた認証局としての機能を提供するという業態の企業があります。令和3年度の小委員会に先立って、事業者に対して、本業務への参入に当たっての隘路となる点を聞き取ったところ、出てきた意見として、GPKIとの相互認証を含む認証局の業務に係るノウハウの蓄積がなく、人材の育成等にコストがかかるというものがありました。

ただ、この隘路を仕様の在り方によって解消することは難しいことから、逆に認証局の運用に係るノウハウを持っている事業者に対して、より本事業への参入を促すという観点から、マネージドPKIに着目した上で、このような業態の事業者が本事業に参入することが可能となるよう、特に仕様の策定に当たっては、実際にマネージドPKI事業者から

の意見も参考にしたところです。

具体的には、マネージドPKI事業は、認証局に言わば特化して、そのための機器を自ら備え、顧客の求める機能や性能に応じて、それらの機器を含めた認証局としての機能自体を提供するものですので、例えば現行の電子認証システムに係る調達のように、機器を法務省が別途、機器調達の受注者からのリース等によって調達、構築をすることを前提に、その運用・保守のみを請け負うというやり方よりも、認証局に係る機器とその運用・保守業務を一括して請負で調達する方法のほうが、参入の可能性があるとの見解が示されました。

これを受けて、本事業については、参入事業者の拡大に資するよう、機器と運用・保守業務とを一体として請負により調達する仕様としたものです。

以上を前提として、次に実施要項（案）の内容、特に本業務の調達仕様に関する部分の概要を御説明いたします。

まずは機器部分についてです。お手元の実施要項（案）の4ページ目以降に、本事業のための機器の納入に関する要件等が記載されています。必要となる機器の概要については、同じく103ページの本業務の仕様書案の別紙5に列挙されております。

ここで実際にこれらの機器を認証局として稼働させるためのプログラム等の設計・開発業務については、別途の契約が既に契約済みでして、先ほど御覧いただいた103ページの別紙5に列挙されたような機器については、具体的にどのような性能のものがどれだけ必要かといった詳細な点については、この設計・開発業務のほうがある程度進んだ段階で明らかになります。

したがって、125ページの設計・開発業務のほうの仕様書の第5の1（1）イを御覧ください。設計・開発業務の受託者には必要となるハードウェア・ソフトウェアの一覧表を納品させることにより、本事業の受託者にあつては、これをもとに必要な機器を取りそろえることとなります。他方で、用意された機器に設計・開発業者が開発したプログラムをインストールする等の作業は、設計・開発業者の責任において実施されるべきことから、今の125ページの第5の1（1）のなお書きに記載しておりますが、本事業の受託者が用意した機器を設計・開発事業者の拠点に一時搬入し、そこで設計・開発事業者がプログラムのインストール及び動作確認等を実施することとしております。

次に、運用部分についてですが、実施要項（案）の5ページのウに運用に係る事項、どのような設備や体制、セキュリティーなどを備えていかなければならないのかといった、

言わば非機能的な要件が記載されています。

特に令和4年9月のこの小委員会におきましては、認証局に対する立入検査について言及いただいたところですので、これに関連する箇所としまして、6ページの中ほどに小文字のbで業務要件がございます。これの①次期システム運用要件というところを御覧ください。ここに政府認証基盤（G K P I）ブリッジ認証局（B C A）との相互認証業務に関するC P / C P Sに準拠するということを求めています。今回の実施要項（案）の中にこのC P / C P Sは含まれていないのですが、これらは法務省のホームページに掲載されている公開資料でございます。

この中に、年1回、定期的に監査を実施する、また必要に応じて定期監査以外に監査を実施するという条項があり、現行の電子認証システムのデータセンターにおきましても、これに基づいて毎年、法務省が契約した監査業者による外部監査と、これは法務省の監査であります電子認証管理官による内部監査等を実施しているところでございます。

したがいまして、本業務の受託者にあっても、法務省が同様の形で実施する監査を受け入れることができる設備や体制を備えている必要があります。

また、現行のシステムにおきましては、O C S Pレスポンドの過去検証機能が実装されているところでございますが、この機能につきましては標準的ではない独自の仕様でございます。次期システムの機能としては、これを不要とし、代わりに標準的な方法であるC R Lの提供をするように変更しております。このことは119ページ的设计・開発業務の仕様書に記載しているところでございます。これにより運用も標準化されることになり、運用・保守業務への一般的な認証局ベンダーの参入もより容易になると見込まれております。

さらに、先ほど機器の要件の部分で述べたように、本業務の受託者は機器を取りそろえた上で、その機器に設計・開発事業者の開発したプログラムをインストールさせた上で、当該機器を用いて認証局の運用を行っていく必要がありますが、このときに設計・開発事業者から法務省に納品された設計書等を閲覧することが可能である。これに加えまして、認証局システムの仕様は国際標準化されております。別途、設計・開発事業者より開発されたプログラムを用いなければならないこと自体は、各種事業者にとって、本業務への参入を困難にする要素とはならないものと考えております。

121ページ的设计・開発業務の仕様書第4の3におきましても、国際標準に準拠した既存の製品を積極的に採用することを求めるなど、より標準的なプログラムが出来上がる

よう、設計開発段階から配慮されております。

最後に、本業務では、マネージドPKI事業者も参入できるような形態で調達を実施するという点が新たな試みとなっておりますが、この点につきまして若干の補足をさせていただきます。

SI業務システム、システムインテグレーション業務ということらしいのですが、SI業態のシステムベンダーが本業務に参入しようとするときには、法務省の求める機器を調達した上で提供することができること、法務省の求める運用の要件を満たす設備や体制を備えることができることなどを疎明した提案がされることとなります。

他方で、マネージドPKI事業者が本件業務に参入しようとするときは、自ら提供する認証局に係る機器、つまり多くの場合、自ら既に備え付けられている機器になると思いますが、これらの機器がまさに法務省の示す機器の要件を満たすということに加えまして、法務省の求める運用の要件を満たす設備や体制を、こちらについても多くの場合、既に備えていると思われませんが、これらを疎明した提案がされることを見込まれる次第になると考えております。

単にマネージドPKIの契約というものをイメージしたときには、いわゆる機器の調達というものではないわけですが、SI業態の事業者も参入する可能性があること、またマネージドPKIによって提供される認証局にあっても、法務省の求める機能や性能を持った機器で構築されたものである必要があるというふうに考えられますので、今回のように影響すべき機器の要件を仕様として盛り込んでおります。

以上、今申し上げました考え方で、本件業務に係る仕様を策定してまいりました。

私からは以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。今御説明のあった、いわゆるマネージドPKI、事業者の請負ということなのですが、仕様書上、あまり見えない部分のように思うのです。資料A-1の議論のポイントの中にも書かれているのですが、ここに書かれている64ページを見ると、スケジュールのところにはマネージドサービスというふうに括弧書きで書かれているだけであって、仕様書上こういう要件を満たしていれば、自分たちの設備等またはデータセンターを使って、ここに書かれている要件を満たせば、契約に応じる

ということが分かるような文言が一切見えないような気がするのですけれども、ここら辺についてはどういうふうな業者への伝え方をされるつもりなのでしょうか。

○土手課長 ありがとうございます。法務省の土手でございます。

実施要項（案）の11ページの5番の（1）のところに、契約の形態が業務請負契約であるというふうに書かれてございまして、これは運用と物についても、全て含めて業務請負で行うということを示しているものでございます。ですので、別途、機器は自らが調達できると。通常であると、先ほど申し上げましたけども、現在の契約では運用・保守と機器の賃貸借というのを別途入札しておりまして、別々のものになりますけど、今回は請負でもって、機器もその業者が用意する。これがクラウド等が可能になるということで、我々のほうでは盛り込んでいるものでございます。

○小尾副主査 分かるのですけれども、業者が請負というか、実際に応札する側から見ると、すごい不明瞭なような気がするのです。例えば評価項目を見ても、これは必須項目というふうに書かれていることをそのまま見ると、納入時の際、システムなのですかね、これをそのまま見て、サービス提供として提供して良いというふうに見えるのかというのが分からないのですが。

○土手課長 法務省の土手でございます。確かに御指摘のとおり、分かりにくいというところは我々も認識しております。

一番分かりにくい元凶と自らで言うのもあれなのですけれども、実施要項の名称が、機器賃貸借及び運用・保守業務、民間競争入札となっているところが機器調達と両方みたいな、別途用意しないといけないという、前のものと同じように読めるのではないかという気もしておりますので、この中身自体は、完全に請負だけ1本でございまして、まず、入り口の名称のところは、分かりにくさの一番の元凶かと思っておりますので、そこはできたら修正させていただきたいと考えております。

また、中身につきましても、賃貸借という文言が若干ついているところがございまして、そこについても別途の用語に置き換えさせていただけないかと考えております。

○小尾副主査 よろしく願います。賃貸借、実際、新しい機器を導入して請け負いするのか、それとも既に自分たちが持っているものをベースにしてやるのかということ、両方が認められているのだということが明確に分かるような記載にさせていただくようお願いしたいと思います。よろしく願います。

○土手課長 法務省の土手でございます。承知いたしました。よろしく願います。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございます。非常に重要な部分で、契約の業務を構成する賃貸借であるとか、結果的に賃貸借が業務の要素に入る可能性が書いてあることではなくて、この契約の概念がどういうものなのか、どのようなポジションを期待しているのかということをしかりと一番初めに相手に伝わるようにして、その上において、その契約を構成するいろいろな要素が書かれていくという構成にしないと分かりにくいのかなというふうに思います。

それからあと、過去の資料によると、リスクに見合ったという言葉があって、そのときに今回の修正が、どのようなリスクを事業者は懸念していて、それを先ほど御説明いただいた内容で、どうやってリスクを回避しているのか、その辺を御説明いただければと思います。

○土手課長 法務省の土手でございます。前半部分について、私のほうから答えさせていただきます。表題は変えたいと思っておりますけども、一番最初のところでその辺のところのはっきり分かるような明文を置くということは入れさせていただきたいと考えております。

続いて、リスクの回避について、田中から御説明させていただきます。

○田中電子認証係長 法務省の田中と申します。先ほどリスクの回避ということで御指摘をいただいたところですが、当時、リスクとしてどういったものが見合わないというふうに言われていたかという一つとして、ここももしかしたら一言触れたかもしれませんが、GPKIとの相互認証に係る業務が一般的ではなくて、ノウハウの蓄積がないですとか、人材の育成等にコストがかかってしまうといった意見があったというふうに認識をしております。

ただ、このときの聞き取りは、いわゆるシステムベンダー、認証局だけでなく、いろいろなシステムを扱っているシステムのベンダーに対して聞いたところ、こういった点がリスクとして認知されているという結果があったのですが、商業登記電子認証局を運用していくに当たっては、ノウハウの蓄積ですとか人材の育成といったところを仕様としてなくしてしまうというわけにもなかなかいかず、このリスクを仕様の在り方によって完全に解消してしまうというのはなかなか難しいと考えましたので、競争性を確保するいろんなところに調達の門戸を開く方策の一つとして、認証局のノウハウをそもそも持っているところ、その事業者がより広く入ることができるようにできないかというところを考えた結果、先ほど土手のほうから申し上げたようなマネージドPKIというものに着目をい

たしまして、こういった事業者を取り込むというか、参入可能にすることはできないかというふうに考えてきた次第でございます。

○井熊専門委員 ありがとうございます。であれば、先ほどの全体感が分かる記述であると同時に、そういった契約特有のリスクを考えて、そのリスクが過剰なハードルにならないように検討していただきたいと思います。

○田中電子認証係長 御指摘ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○大山専門委員 どうもありがとうございます。お聞きしてて、今、GPKIの関係の話が出ていましたけれども、一般的に認証局同士をブリッジでつなぐと時の話としては、御存じのとおり、機能としての接続ができるかというのに加えて、相手の体制とか運用の状態を見た、いわゆる非機能要件での一定程度のトラストレベルがないと接続しないというのが、基本的な考えだったと思います。

その観点から見ると、今回のこのお話の中に非機能要件に関してこれまでの実績を踏まえた要求を明確に、まずリモート署名や、それからこの後のマネージドPKIの話もそうですが、そういった業者に対する、門戸を開くという意味では非常に結構なことなのですが、そうはいっても非機能要件を満たしているのかどうかについて、どのような判断基準を出し、もちろんそれが一つは総合評価の中に入っているというのもあって良いと思うのですが、自己宣言で済むのか、第三者評価を必要としているのか、そういったことが何も触れられていないのです。

そういう意味では、せっかく競争性を上げるためにマネージドPKIを含めたいろいろなことをおっしゃっていて、挑戦的におやりになろうとしてはいるのだけれども、これを無視してもし手を挙げてくるところがあれば非常に危ないということだし、それを分かっているところは手を挙げてこないのではないかという気がするのです。その辺についてどのようにお考えかを教えていただけますでしょうか。

○土手課長 この点についても、田中から御説明させていただきます。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。相互認証のための要件が定められているはずで、それを満たさないことになると相互認証してもらえないのではないかという御指摘であったと思いますけれども、土手からの説明の中で少しだけ触れたところであるのですが、実施要項（案）の6ページのアルファベットのbの①というところで、先ほどCP/CPSの話が出てきたと思います。

このCP/CPSの正式名称が政府認証基盤、ブリッジ認証局との相互認証業務に関するCP/CPSという、こちらがポリシーになっておりまして、今回の運用事業者において認証局を運用するに当たっても、これに準拠することを求めておりますし、これは先ほど土手からも申しあげました公開資料でございますので、これに参入しようとする者は必ず見ることもできますし、一般にマネージドPKIも認証局の運用ということをやっておりますので、マネージドPKI業者にとっては、この相互認証に関するCP/CPSを読んで理解するということがそう難しいことではないと考えておりまして、アルファベットのbの①の相互認証業務に関するCP/CPSに準拠することという要求によって、そのGPKIとの相互認証という点については問題なく進むであろうと考えております。

○大山専門委員 これは議事録に残しておくことが大事なので、あえてお聞きしていたのですが、今のお考えであれば、第三者評価は要らないということをおっしゃっていますね。自己宣言でも良いということをおっしゃっているということですのでよろしいですか。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。ブリッジ認証局との認証業務については、ブリッジ……。

○大山専門委員 ブリッジの話ですか。

○田中電子認証係長 ブリッジ認証局側でこれに適合しているかどうかを審査されることになりますので、自分がこれでいいと思っていますというだけで無制限につなげてくれるということでは必ずしもありませんけれども、この点についてはデジタル庁と連携してこの仕様を作成しておりまして、デジタル庁側ではGPKI側の担当者とも連携してくれますので、こういう仕様を組んだときに、CP/CPSに基づいて相互認証が可能かどうかというところも、そこは踏まえながら調達を進めていくことが可能というふうに考えております。

○大山専門委員 分かりました。同じことなのですが、法務省が行っている法人登記の認証制度というのは、非常に重要な、これからの時代の社会を支える基盤の一つだと思うのです。その信頼性に関して、十分な社会的な支持がないとなかなかうまくいかなるだろうということは言うまでもないことだと思います。

その意味で認証局を外出し、あるいはマネージドで行っていただくということは、法務省が共同責任にはなるとは思いますけれども、相手方の行っているサービスの客観的な安全性、あるいはトラストのレベルに関する評価について、ヨーロッパのように非常に厳しく認証をかけている、レベルを定義して行っている例もありますし、そうでないところがあ

るのは存じ上げておりました、法務省としてはそこについてはブリッジ認証局のCP/CP Sの問題であって、法務省としての独自の判断でレベルを決めるわけではないというふうに聞こえておりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○田中電子認証係長 おっしゃるとおりと考えております。

○大山専門委員 分かりました。ありがとうございます。

そうは言ってもこの制度は大事なことです。民間企業の中ではもちろん善意で一生懸命行っているところもありますし、不正なことが起こってしまうというのも、昨今、残念ながら起こっている状況です。認証については、特に法人の、いわゆる個人でいえば実印に当たっているものと同じものになってまいりますので、その辺については様々な紛争が起きないように、説明についても十分配慮いただいた上でこの話を進めていただければと思います。

具体的に一つだけ指摘なのですけれども、55ページにある2-31なのですが、この最初の「官は」と書いてあるのは、これは何でしょう。

○土手課長 法務省の土手でございます。55ページの別紙3でございますでしょうか。閲覧資料の秘密保持に関する書面のところでございますでしょうか。

○大山専門委員 総合評価のところだったのです。評価表が入っているのは45の2-31。違いますね。2-の31だから……。

○後藤事務局長 事務局ですが、45ページでしょうか。

○大山専門委員 そうです。2-31の評価項目、「官は」って書いてあるのがあります。細かいことですが、これは何だか分かりませんでしたので、これは何でしょう。

○土手課長 失礼しました。田中から御説明します。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。何かの拍子に誤記が混じってしまったようでして、「官は」というのは全く関係ない文字が入ってしまっております。正式にはシステム復旧への協力という項目がここに入る予定でございました。大変失礼しました。

○大山専門委員 ここはお直してください。ありがとうございます。

○田中電子認証係長 御指摘ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 議論がたくさん出てしまったので、ちょっと抜けているかもしれないのですが、議論の内容としましては、マネージドPKIについての仕様書上の記述があまりないので

はないかという御指摘につきまして、いろいろタイトルの修正も含めて、この辺について分かるように修正するという回答がございましたので、これを反映させます。

あと、どのようなリスクを取っているのかというところにつきまして、これも分かりやすくすると。

GPKIが一般的ではないものについて排除をしていると。

あと、ベンダーからのヒアリングで仕様書からなくすということが対応されました。

今回、機器を入れるかどうかという件について、もともと機器を持っているマネージドPKIに参入してもらうことで、人材を育成するといった部分のリスクを減らすことができるのではないかという回答がありました。

あと、認証局の接続条件についてしっかりと記述されているのかという質問がございまして、これについては仕様書の中でCP/CPSに準拠しているということがそれを示していますよという回答で、それについてのチェックというか、確認を自分ではやらないのかということについて、基本的にはブリッジで接続する相手側がやりますよという回答だったということです。

あと、これについては重要な機能なので、きちんとやるようにしてほしいと。

あと、細かい修正の部分について対応しますという内容です。

内容的には以上です。

○大山専門委員 今のところで追加してほしいのですが、法務省がマネージドPKIを採用するときのマネージドPKIに対する要求、すなわちそちらのCP/CPSについてどうなのかというのに一言も触れてないことは、法務省としては言わなくて、要求はしないと断ったということをはっきり残していただきたいと思います。

○事務局 承知いたしました。これは仕様書というか……。

○大山専門委員 分かっているのですけれども、あえて申し上げますが、もう1回確認なさったほうが良いのではないのでしょうか。外に出すのですよね。これまでは自ら行っていたからのですけれども、外出しするのに本当に相手に要求して、入札参加資格とは言いませんけれども、最初からそこはしっかりとしないところは落とすというのははなくて良いのですかという気がするのですけれども、いかがなのでしょう。

○土手課長 法務省、土手です。田中から御説明いたします。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。先ほど相互認証の議論の中でこういった要求をされるのかということについての質問だと理解しましたので、そのときは相互認

証業務に関するCP/CP Sに書いてあることが満たされていればよいというふうにお答えしましたけれども、商業登記電子認証局としてのポリシーということであれば、同じ6ページのアルファベットのbの①のところに、電子認証システム運用基準というものを我々つくっております、これに準拠することということも併せて求めていますので、大山先生の御懸念になりました法務省のポリシーはないのかという御指摘についてであれば、これが法務省のポリシーであるというお答えになろうかと思えます。大変失礼しました。

○大山専門委員 いやいや、結構です。確認でさせていただきただけなのです。今のことは、CP/CP Sについて法務省が要求しているものは、自ら宣言すれば良いのか、第三者認証を要求しているのかということはどうなんですか。

○田中電子認証係長 その点については第三者認証というものはないのですが、法務省の中でこれに適合しているかどうかというのは審査するということになろうかと思えます。

○大山専門委員 ということは、それを新しくつくるのですね。今までないで。

○田中電子認証係長 今は現行のシステムのポリシーというのは当然あるのですけれども、これを幾らか改定して、次期システム用に整えるということになろうかと思えます。

○大山専門委員 ありがとうございます。そこは分かるのですけれども、今までは自ら運用していたので、自ら自分を審査することになってしまうのに対して、今度は外のところを審査することになりますよねという、その意味で違いがありますよねという確認なのです。

○田中電子認証係長 運用・保守業務に係る契約というもの自体は今も結んでおまして、民間のSI業者が運用・保守を請け負っております。その運用・保守をするに当たって、法務局の定めた運用基準にのっとって認証局を運用してくださいというのが今のやり方ございまして、今後、もしマネージドPKIが自らの機械を使って認証局を運用するという次第になったとしても、その在り方というのは変わらないのではないかというふうに理解をしております。

○大山専門委員 少し考えが違うような気がするのです。マネージドPKIは相手方が自分で調達するのです。ハードウェアの安全性も違っている可能性があります。それについて、調達する側は当然うちのは安全ですと言うと思えます。一般的には、だからそれを第三者がひょっとすると、あるいはほかの国が実績を上げて危ないということを使うかもしれないし、それに対してある程度の客観性を持たせるために第三者評価を行うわけです。

その第三者評価を法務省が自らのシステムに対してほかのところに行ってもらえるのか、自ら行うのかと思うのですけれども、従来は自分が責任者なので、許可をしても最終的に全部法務省に責任がそのまま戻っているわけです。

ところが、今度のは相手方が言ったことを信用したかどうかになってくるので、その意味での要求は追加で何かあるのか、あるいは認定するためのスキームを要求するのかというのが私が申し上げている質問の中身なんですけど、そこはいかがなんでしょうか。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。御懸念はもっともかと存じまして、今回の我々の業務の仕様については、ただマネージドPKIの言う、いつも我々が使っている認証局ですという、その機器を丸々受け入れるというものではなくて、こちらの別途を設計するプログラムが動く機器を選定して、こういう機能と性能を持った機器を使って構築してくださいというところまでの要件を定めた上で、マネージドPKIであったとしても、あなたの持っている機械の中でそのように構築をしてくださいということを要求することになりますので、これについては今まさに同じようにマネージドPKIの中で、我々の求める機器によって構築されるということが期待できると考えております。

○大山専門委員 分かりました。その辺のところは問題意識がしっかりあるのであれば、お進めいただくのは結構だと思うのですけれども、ぜひそこは制度の根幹が揺らがないようにしっかりと対応いただければと思います。マネージドPKIを含めた取組については、そういう前向きなお話をするとしていることに対しては、私は賛成いたします。ありがとうございました。

○田中電子認証係長 御意見ありがとうございました。

○土手課長 法務省の土手でございます。今の先生の御意見、大変参考にさせていただきます。今後進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○事務局 ほかによろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 大変に根幹的な問題なので難しいのですけれども、本実施要項（案）につきましては、マネージドPKIの話もありますので、もう一度法務省で整理をしていただいて、再度審議をしていきたいと思っております。法務省におかれましては、本日の審議を踏まえまして論点を整理して、実施要項（案）に必要な修正を行うようお願いいたします。

○土手課長 申し訳ございません、法務省の土手でございますけれども、今の修正案を盛り込んだもので進めさせていただくということではできないでしょうか。というのが、8月の

スケジュールで今回の機器が先行するということになってしまったので、機器と運用・保守が一緒になってしまったものですから、当初の予定から大幅に前倒しになって8月ということなので、今回の審議でその後の意見招請、パブリックコメントが進まないスケジュール的に間に合わないという、また別途切り離さないといけないという、結局、元に戻さざるを得ないということになってしまいますので、今御指摘いただいた点については実施要項（案）に反映させていただきまして、先生の皆様方にこれをお送りさせていただくということで進めさせていただくことは可能でしょうか。

○関野主査 実務的には可能なのですけれども、根本的な考え方のところは多分どこかに書かないといけないと思うのです。つまり、相手をどこまで信用するかという話だと思います。法務省が御自身で審査をするとか、そういうところはどこかに記載するのでしょうか。そのようなおつもりがあるのでしょうか。

○土手課長 すみません、法務省の土手でございます。ちょっと田中から御説明させていただきます。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。法務省が自ら審査をするというのは、電子認証システム運用基準というものはもとより法務省が定めるものですので、これに準拠するということを要求しているという点が、法務省がこれに準拠しているかどうかを当然、提案の段階で審査をするということが含まれているものと考えております。

○関野主査 それは読めば分かるのですけれども、多分、大山先生もこれだけでは危ないのではないかというか、状況が違うでしょうということをおっしゃられたと思うんです。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。そうですね。それについては、状況というのはもし当初、大山先生の御懸念にあったように、マネージドPKIがいつも使っている機器をそのまま受け入れるということになってしまうと、そのような懸念が当然、実現してしまうわけですが、今回、我々機器の要件を定めた上で、マネージドPKIが自らの機器で運用を行うにしても、この性能を満たす機器で運用しなさいという要求を仕様上定めておりますので、そのことによって、今の現状ときっと同じような要求が契約相手方によって満たされるものと考えております。

○関野主査 その点、何の問題も起きないかということだと思っておりますけれども。それ言ったとか、信用するとかしないとかという話になると思うのですけれども。法務省として本当にそれでよいというのであれば一番良いのですけれども、何の懸念もないのでしょうか。

○土手課長 法務省の土手でございます。法務省としてはこの仕様の中身で、当然ながら

行政としての責任でやっていけるというふうに考えてお返しさせていただきます。

○平井企画官 事務局企画官の平井でございますけれども、今の関野主査と法務省のやり取りについて、大山先生、どのようにお考えでしょうか。

○大山専門委員 こういうシステムというのは理屈どおりに動かないのが普通なので、私だったら怖いですね。だから、どういうレベルで確認したのかだけなのです。そこが分からないので。誰かができると言っているからできると思っているのか、実績があるからできているのかでは全く違うのです。実績があるというのはそれだけのものがある。法務省が要求しているものが、想定しているマネージドPKIのところはもう既に使っているというならまだしも、それは今ここでこの会社がやりますという変な話になりますから、もちろんそれはないのでしょうけれども、違うものを入れたら、ハードウェアとソフトウェアの相性もあるし、うまく動くなんて保証は普通できないです。

そういうことに対してやろうとする方向は良いし、取組も良いのですけれども、手順はまだ十分踏まれていない感じが私はするので、不安があります。なので、そこは法務省の責任ということなのであれば、最後はそのとおりにやるのかもしよかもしれませんが、それによって失敗しているところも幾つもあるということも、今までの例を見ると御存じだと思いますので、参考にさせていただくほうが良いのではないかと思います。マネージドPKIを今回入れるという取組は良いと思うのですけれども、はっきりした要求を書いたほうが良い。例えば稼働責任等。

○田中電子認証係長 法務省の田中でございます。機器の要求等を定めるに当たっては、我々、商業登記電子認証制度はデジタル庁との共管になっておりまして、デジタル庁側の商業登記電子認証制度の担当にはPKI業務、技術的にも専門家がそろっておりますので、その専門家が見た上で、こういう機器を満たせば大丈夫だということを考えて組んだ仕様でございますので、機器とプログラムの部分、それから商業登記認証局のポリシーとしてうまく働くのかという点については、デジタル庁の専門家のレビューも経てということでもありますので、その辺りはそれを根拠としてうまくいくであろうというふうに考えております。

○関野主査 分かりました。それでは、法務省におきまして引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員に確認した後に手続を進めるということをお願いしたいと思います。再度実施要項（案）を審議するというのではなく、各委員に確認した後に手続を進めるというようにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○土手課長 法務省の土手でございます。ありがとうございます。そのようにしっかり進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○関野主査 では、本日はありがとうございました。

(法務省 退室)

(国立環境研究所 入室)

○事務局 続きまして、国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人国立環境研究所環境情報部情報システム基盤室、村上室長から御説明をお願いしたいと思います。

○村上室長 よろしく申し上げます。国立環境研究所環境情報部情報システム基盤室の村上でございます。本日はよろしく申し上げます。

実施要項につき説明させていただきます。国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務につき、まずは事業の概要について説明いたします。資料は、資料B-3の3ページをまず御覧いただきたいと思います。

弊所、国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、民間競争入札実施要項を実施しております。今回、第2期目になります。

業務の内容につきましては、戻りまして、B-3、1ページ目を御覧ください。弊所はつくば本講、福島支部、琵琶湖分室の3拠点がございまして、3拠点をVPNで接続することで、つくば本講にインターネットの出口を集約しております。ユーザー数は約1,200名、クライアント端末、PCの台数としましては3,500台という規模でございます。調達範囲としましてはネットワークサービス用機器、それに基幹ネットワーク機器も含めた常駐運用管理が対象でございます。先ほど申し上げました3,500台のPCというのは、端末の調達の範囲には含まれておらず、常駐運用管理の業務内容にエンドユーザーへの直接的な支援も含まれておりません。エンドユーザーへの支援は、当室情報システム基盤室の職員が行っております。

続きまして、2ページ目、次のページを御覧ください。本業務においては、基幹ネットワーク機器は別調達で導入していて、基幹ネットワーク機器の調達は本業務の対象外となっております。本業務ではネットワークサービス機器、一例としましてはウェブサーバーやDNSサーバーなどがありますが、そういったサービス機器の導入と常駐運用管理となっております。従前の調達では、ネットワークサービス機器として仮想化基盤サーバーを

調達することで、必要資源の平準化・効率化を行っています。ユーザー数や接続するPCの台数は従来とほとんど変わっておりません。メールサービスにつきましては、クラウドサービスのOffice365に完全に移行しております。

本業務に含まれるオンプレミスのメールサーバーは限定的な目的、これはメールリングリストが残っているのですが、そちらで使用しております。本業務において基幹ネットワーク機器の調達を除外したことから、ハードウェアの調達はネットワークサービス用のサーバーのみとし、少しでも参入障壁を下げる事ができたのではないかと考えておりました。また、従来、オンプレミスのネットワークサービスに含まれていたメールシステムは、クラウドサービスに移行したことから、本業務のネットワークサービスの範囲も縮小されております。

なお、常駐運用管理の対象範囲につきましては、本業務のハードウェアのネットワークサービス機器のみならず、基幹ネットワーク機器についても運用管理することを要件としております。本業務運用管理の範囲など、調達範囲について図示をしたものが、5ページ目、6ページ目になります。

次に、4ページ目となりますが、本業務における調達範囲の変更に関するポイントを説明します。

第1に、クラウドサービスの導入が挙げられます。従前でもメールシステムはクラウドサービスのOffice365に完全移行していたのですが、令和3年度にクラウドストレージサービスのBoxを導入したことから、ネットワークサービスの機器のうち、ファイルサーバー機能が廃止できるようになりました。

第2に、本業務のネットワークサービス機器は、より高いサービス可用性を実現するために、仮想化基盤をハイパーコンバージドインフラ（HCI）で構成することとしています。先ほど申し上げたファイルサーバー機能が不要となったこともあり、ハイパーコンバージドインフラ導入によって、従前は導入していた大容量NAS、ストレージ装置は不要となっております。

第3に、運用保守業務に関して、従前は常駐保守要員1名以上がつくば本部内で勤務することが要件となっておりますが、本業務では週3日以内のリモート保守を可とする要件とすることで、より参入しやすい形にしております。

次に、5ページ、6ページ目は、第1回と第2回の調達範囲変更を図で表したもので、6ページ目を御覧いただきたいのですが、6ページの黄色をつけているところが変更

箇所となります。調達範囲の変更としてファイルサーバーに類するサービスはなくし、運用管理業務としてリモート保守を可能としているところが大きな違いとなります。

本業務の概要としまして、資料B-3については以上となります。

続きまして、実施要項について説明させていただきたいと思います。資料2-2及び資料B-2となります。

恐縮ですが、1月31日に資料B-2について1か所修正いたしましたので、修正箇所について差し替え版がございます。差し替え版では、令和5年12月14日から令和6年1月15日に実施しましたパブリックコメントの意見による修正を反映した資料B-2で説明させていただきたいと思います。資料B-2で御確認をお願いします。

めくっていただきまして、まずは4ページ目からになります。本業務において、ハードウェアとしてイントラネット用、公開サーバー用、両方共通の仮想化基盤の調達を行います。従前では、調達していたファイル交換サービスの機能や大容量ファイル共有は調達を行いません。

6ページに移っていただきまして、請負業務の引継ぎの（ウ）引継ぎに際しての請負者の経費について修正をしています。こちらは後ほど差し替え版でも説明いたします。

6ページ目、確保されるべき対象業務の質ということで、SLAに当たる記述ですけれども、従前は交換部品の手配を4時間以内としていたところ、パブリックコメントを受けて冗長化していない機器は6時間以内、冗長化されている機器は48時間以内と変更しております。また、従前はシステム稼働率としていたところも、サービスの可用率として仮想化基盤上でのサービス提供に即したSLAに変更しております。

めくっていただきまして、7ページ目は運用管理業務の回答率として、こちらもパブコメを受けまして、15時以降の問合せに対しては「翌朝」と曖昧な表現になっていたところ、「翌勤務日」に、また原因が特定できない事象に対する状況報告についてもはっきり記載するようにしております。

7ページ下のサービスレベルアグリーメントに係る免責事項については、民法改正に伴いまして、瑕疵担保責任の契約不適合責任として免責事項もあわせています。

先に進みまして9ページ目ですが、下のほうに実施期間について図で示しております。従前の調達では5か月のシステム構築期間としていたところ、調達スケジュールを早めることで、第2四半期から開始し、構築期間を7か月確保しております。具体的なスケジュールは10ページ目を参照をお願いします。

続きまして、11ページ、入札書類につきまして、従前から大きな変更はございません。

12ページ、本業務実施者の決定の際の評価になりますが、本業務は総合評価になります。総合評価基準については、本要項に別添2として付けてございます。こちらにつきましては価格点と技術点の配分が1対2であり、技術点については基礎点500点、プラス加算500点となっております。

13ページ目になりまして、(4)落札者の決定以降、事務手続に関するものが中心であるため、14ページまで飛ばします。開示情報として、従来の実施に要した経費、また従来の実施に要した人員、従来の実施に要した施設及び従来の実施における目標の達成の程度、従来の実施方法等として、22ページから28ページに資料別紙として本要項に添付しております。

続きまして、29ページ目より、仕様書のほうにも、主にパブリックコメントによる修正箇所を中心に簡単に説明させていただきます。

要求要件については33ページ目からになりますが、下のほうの構築期間中に必要となるソフトウェア及びサブスクリプションも本調達の範囲とすると記載することで、調達範囲を明確化しています。

また、同じく33ページ目からの仮想化基盤サーバーの要求事項ですが、従前、公開用とイントラ用で2つのシステムを要求しておりましたけれども、今回は一つのシステムでハイパーコンバージドインフラを構築する仕様としております。したがって、35ページから37ページまで、イントラネット用仮想化基盤サーバーの記述が削除されております。

次に、37ページからは、仮想サーバーとして仮想化基盤上で実現する各ネットワークサービスを記載しています。

次に、39ページ、バックアップサーバーの仕様を記載しています。なお、パブリックコメントを反映し、バックアップサーバーも仮想化基盤サーバーの一部として提供することを可としております。

40ページから44ページ、ファイル交換サーバー、大容量NASは本業務で調達しないため、仕様書からは削除しております。

続きまして、45ページ、保守及びサービスレベルですが、実施要項におけるサービスレベルアグリーメントと同様、障害対応について4時間以内着手としていたところを、冗長化されていない機器は6時間以内、冗長化されている機器については48時間以内とい

う記載に改めております。

同様に、46ページ47ページも実施要項の修正に合わせた記載になっております。

先に進みまして、51ページ、52ページ、運用支援体制について、修正事項を説明します。従前では、保守要員のうち本部に常駐する者1名以上としていたところ、本業務では常駐保守要員は週3日以内のリモート保守を可能としています。週3日以内であればフルリモートでの保守を可としていることから、弊所の立地上の制約を緩和できるのではないかと考えております。

仕様書最後の修正ポイントとなりますが、52ページ下から、マニュアル等につきまして、設計書と利用手引書は電子ファイルのみでの提出にしております。管理手引書については、今まで弊所でも幾つかの大規模障害を経験したことから、プリントアウトの管理手引書も必要としております。

61ページ以降は、別添2の総合評価基準書、別添3、4は誓約書となっております。

以上でB-2の説明を終わらせていただきますが、続きまして、先ほど言った差し替え版、資料B-2について御説明申し上げます。

こちらの業務引継ぎについて、現行請負者から本業務の請負者への引継ぎ、本業務の請負者から次回請負者への引継ぎについて、それぞれ請負者の負担について記載されていて、こちらは次の請負者の経費分の負担まで意味するのかどうかといった点がパブリックコメントとして懸念されていたことから（ウ）を追加し、それぞれの請負者の経費は各自負担であることを明記したものとなります。

以上で差し替えも含めまして、資料B-2の説明を終わります。

続きまして、資料B-4として契約状況の推移を説明いたします。第1期につきましては総額で3億2,400万円、1者応札となっております。2者提案いただいていたものが、開札時1者辞退となりまして、その理由としましては設計・構築の期間が短いという理由がございましたので、今回、構築期間を5か月から増やして7か月確保としております。

続きまして、資料B-5は競争性改善上のチェックポイントシートとなります。また、資料B-6はパブリックコメントの概要となります。

こちらからの説明は以上となります。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○宮崎専門委員 1点、御質問です。資料2-2の実施要項(案)の69分の43という通し番号の運用支援体制ですが、常駐保守要員は週3日以内のリモート保守を可とするとなっておりますが、やはり場所の関係もあって、常駐要件を課すと参加者が減るのではないかというのは、多少、競争性の点で懸念されるところですが、緊急時は駆けつけることという要件をしっかりと定めていることを前提とすると3日以内リモートで、これの意味するところは、リモートが3日ですから、2日は必ず来てくださいという意味と解釈したのですが、日数の縛りを設けると競争性が減ると思うのですが、リモート保守を可とするという緩和は難しいというお考えでしょうか。その点の御見解をお教えいただければと思います。

○村上室長 ありがとうございます。いただいたコメントをもとに検討させていただきたいということが、今の段階では回答になるのですけれども、日常的な業務と、あと週次の打合せというところもあるのですけれども、そういったところも含めてリモートで全部済むかという検討をすることによって改善するようであれば、検討させていただきたいと思います。

○宮崎専門委員 御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局でございます。そうしますと、先ほど宮崎委員から御指摘いただきました保守のリモートでの対応を3日以内とするということに関して、日数を限定することを緩和するのは難しいかということで、実施機関のほうで再度検討いたしまして、改めて検討結果をメール等で御報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○宮崎専門委員 お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、国立研究開発法人国立環境研究所におきまして1点だけ引き続き御検討いただきまして、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○村上室長 ありがとうございます。

(国立環境研究所 退室)